**※　入札当日車で来庁される場合は，海田公民館の駐車場を利用してください。**

※指名通知書に記載された入札執行の時間の１０分前には役場３階へお越しください。　　　　　　　　　　　見積合わせに関する注意事項

**１　入札に関する事項**

　⑴　工事等の執行

　　　本工事等は，海田町財務規則，海田町工事執行規則等により執行します。

　⑵　見積書提示の回数等

　　　**回数の制限はありません。（何回でも行います。）**

　⑶　公正な入札の確保

　　ア　入札参加者は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）

　　　等に抵触する行為を行ってはならない。

　　イ　入札参加者は，入札に当たっては，競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入

　　　札意思についていかなる相談も行わず，独自に価格を定めなければならない。

　　ウ　入札参加者は，落札者の決定前に，他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなら

　　　ない。

　⑷　入札執行上の注意事項

　　ア　入札執行中は，入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか，入札室の出入を禁止します。

　　イ　入札執行中は，入札者の私語，放言等は禁止します。

　　ウ　入札室には，入札に必要な者以外の入室を禁止します。

　　エ　入札書の記載について，必要な文字を訂正，挿入，又は削除したときは，その箇所に印を押

　　　してください。

　　オ　入札者は，一旦提出した入札書の書換え，引換え，又は撤回をすることができません。

　⑸　代理入札

　　　**委任状は不要です。**

　⑹ 無効入札に関する事項

　 次に該当する場合は，その入札を無効とします。

　　ア　入札書に記名押印がないもの。

　　イ　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

　　ウ　入札が取消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

　　エ　同一事項の入札について，二以上の入札をしたとき。

　　オ　同一事項の入札について，他人の代理を兼ね，又は二以上を代理して入札したとき。

　　カ　金額を訂正した入札

　　キ　二以上の金額を表示した入札。

　　ク　入札者が連合して入札したとき，その他入札に際して不正の行為があったとき。

　　ケ　必要な記載事項を確認出来ない入札をしたとき。

　　コ　再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

　　サ　再度入札の際，前回の最低入札金額を上回る金額で入札をしたもの。

　⑺　入札書

　　ア　入札書は，海田町指定の様式を使用してください。

　　イ　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に 100分の8 に相当する額を加算した金額

　　　（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価

　　　格とするので，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった金

　　　額の 108分の100 に相当する金額を入札書に記入してください。

　　ウ　入札書は，件名等を記入した封筒に入れて投函してください。

　⑻　最低制限価格の設定

　　　　無

**２　質疑応答**

　　設計書等に質疑事項がある場合は，入札日の３日前（入札日及び土日祝を含まない）の１７時までに文書で財政課に問い合わせてください。

⇒　例）金曜日入札の場合は火曜日まで　月曜日入札の場合は前の週の水曜日まで

**３　設計図書の返却**

　　貸与した設計図書は，－月－日（－）までに返却して下さい。

**４　契約に関する事項**

　⑴　落札人の決定

　　　落札者は町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とします。ただし，最低制限価格の設け

　　てある場合は，予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とします。

　　　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに当該入札者にくじを引かせ

　　て落札者を決定します。この場合くじ引きを拒否することはできません。

　⑵　契約保証金（請負金額の１０／１００以上）

　　　請負金額が，３００万円以上の場合のみ必要です。

　　　※　契約保証金は，契約履行完了後に還付するものとし，利子は付しません。

　⑶　支払条件

　　　前払金（請負代金の４／１０以内で１億円を限度。ただし，建設工事の場合のみで請負代金が

３００万円以上の場合に限ります。）

　**⑷　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条に規定する工事につい**

**ては，町議会の議決を得て本契約に読み替えるものとします。**

**５　お願い**

**⑴　工事の施工に際して，工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとすると**

**きは，極力，海田町内に事業所を有する業者を活用してください。**

**資材等の購入についても，極力，海田町内の事業所を利用してください。**

**⑵　入札当日の車での来庁は，ご遠慮ください。**

**⑶　建設業者は建設業退職金共済制度に加入し，工事ごとに共済証紙を購入するようにしてください。**